

日高広域消防事務組合人事行政の運営等の状況

平成29年10月

日高広域消防事務組合

平成28年度日高広域消防事務組合人事行政の運営等の状況について

日高広域消防事務組合職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況及び職員の給与・定員管理の状況等を管内住民の皆さんにご理解いただくために、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年10月2日
日高広域消防事務組合
管理者 松本秀司

【報告内容】

1 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1) 職員採用・退職者の状況
- (2) 職員数の推移

2 職員の人事評価の状況

- (1) 能力評価結果の状況
- (2) 業績評価結果の状況

3 職員の給与の状況

- (1) 人件費の状況
- (2) 職員給与費の状況
- (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
- (4) 職員の初任給等の状況
- (5) 級別職員数の状況
- (6) 期末・勤勉手当の状況
- (7) 退職手当の状況
- (8) 特殊勤務手当の状況
- (9) 時間外勤務手当の状況
- (10) その他の手当の状況

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- (1) 勤務時間の状況
- (2) 休暇の種類

5 職員の休業に関する状況

6 職員の服務の状況

- (1) 年次有給休暇の取得状況
- (2) 職務に専念する義務の免除の状況

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

- (1) 分限処分の状況
- (2) 懲戒処分の状況

8 職員の退職管理の状況

9 職員の研修の状況

10 職員の福利及び利益の保護の状況

- (1) 健康診断の実施状況

- (2) 公務災害認定状況
- (3) 通勤災害認定状況
- (4) 公平委員会の業務状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用・退職者の状況

※ 職員採用に係る競争試験の結果

区 分	一次試験			二次試験		倍率	採用数
	申込者	受験者	合格者	受験者	合格者		
消防職員	32人	29人	16人	16人	7人	4.6倍	7人

※ 事由別退職者数

区 分	定年	募集	普通	死亡	分限	懲戒	合計
消防職員	3人	4人	0人	0人	0人	0人	7人

(2) 職員数の推移

※ 職員数の状況（条例定数：92人）

区 分	職 員 数			対前年 増減数
	H26	H27	H28	
消防職員	88人	91人	92人	1人

※ 年齢別職員構成の状況

（平成28年4月1日現在）

区分(歳)	20歳 未 満	20歳～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	職員数
職員数	3人	11人	7人	5人	2人	0人	
区分(歳)	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	60歳 以 上	92人
職員数	5人	7人	16人	12人	24人	0人	

2 職員の人事評価の状況

(1) 能力評価結果の状況

全体評語	A	B	C	D	E	合計
職 員 数	0人	14人	77人	0人	0人	91人
割合 (%)	0%	15%	85%	0%	0%	100%

A：求められる行動が全て確実にとられており、当該職位として特に優秀な能力発揮状況である。

B：求められる行動が十分にとられており、当該職位として優秀な能力発揮状況である。

C：求められる行動が概ねとられており、当該職位として求められる能力が概ね発揮されている状況である。（通常）

D：求められる行動がとれないことがやや多く、当該職位として十分な能力発揮状況とはいえない。

(当該職位の職務を遂行するために求められる能力を発揮していないとまではいえない。)

E：求められる行動がほとんどとられておらず、当該職位に必要な能力発揮状況出ない。

(当該職位を遂行するために求められる能力の発揮の程度に達していない。)

(2) 業績評価結果の状況

全体評語	A	B	C	D	E	合計
職員数	0人	7人	84人	0人	0人	91人
割合 (%)	0%	8%	92%	0%	0%	100%

A：今期当該ポストに求められた水準をはるかに上回る役割を果たした。

B：今期当該ポストに求められた以上の役割を果たした。

C：今期当該ポストに求められた役割を概ね果たした。(通常)

D：今期当該ポストに求められた水準を下回る役割しか果たしていなかった。

E：今期当該ポストに求められた役割をほとんど果たしていなかった。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

(平成28年度決算)

管内人口 (平成28年度末現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
53,249人	982,096千円	700,117千円	71.3%

(2) 職員給与費の状況

区分	職員数 (A)	職員給与費 (千円)				一人当たり 年間給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 (B)	
平成27年度決算	91人	348,237	94,971	135,494	578,702	6,360千円
平成28年度決算	92人	346,352	98,082	137,939	582,373	6,330千円

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成28年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
43.9歳	312,733円	388,448円

(4) 職員の初任給等の状況

(平成28年4月1日現在)

区分	日高広域消防事務組合	国 (行政職)
大学卒	178,200円	178,200円
短大卒	158,800円	円
高校卒	146,100円	146,100円

(5) 級別職員数の状況

(平成28年4月1日現在)

職務の級	標準的な職務	職員数	構成比 (%)
1 級	消防士又は消防副士長の職務	16 人	17%
2 級	副主任の職にある消防副士長の職務	10 人	11%
3 級	消防士長の職務	8 人	9%
4 級	消防司令補の職務	42 人	46%
5 級	消防司令の職務	15 人	16%
6 級	消防長の職務 困難な業務を行う消防司令の職務	1 人	1%
合 計		92 人	100%

(6) 期末・勤勉手当の状況

区 分	支 給 割 合			平成 28 年度支給実績
	6 月期	12 月期	計	
期末手当	1.225 月	1.375 月	2.60 月	137,939 千円
勤勉手当	0.80 月	0.90 月	1.70 月	

(7) 退職手当の状況

区 分		勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 35 年	最高限度	その他の加算措置
支給率 (月分)	定年退職	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特 例 措 置

(8) 特殊勤務手当の状況

区 分	内 容	平成 28 年度支給実績
消防活動手当	火災等の現場活動に従事 (1 回の出動につき) 200 円	222 千円
救急活動手当	救急の現場活動に従事 (1 回の出動につき) 200 円	765.6 千円
救命士活動手当	救命士が救急活動に従事 (1 回の出動につき) 400 円	1408.4 千円
潜水作業手当	潜水作業に従事 (1 日の潜水作業につき) 1,000 円	40 千円
夜間特殊業務手当	1 勤務 (夜間通信勤務者) 450 円 (夜間受付勤務者) 350 円	3348.3 千円
機関員手当	1 勤務 (管理職除く。) 100 円	947.6 千円

消防業務手当	1 箇月	5,000 円	5,375 千円
--------	------	---------	----------

(9) 時間外勤務手当の状況

区 分	内 容	平成 28 年度支給実績
正規の勤務日の時間外勤務	時間単価×125/100×時間数 (22 時～5 時までの深夜勤務は 150/100)	15,262 千円
週 休 日 の時間外勤務	時間単価×135/100×時間数 (22 時～5 時までの深夜勤務は 160/100)	

(10) その他の手当の状況

区 分	概 要	平成 28 年度支給実績
扶養手当	配偶者 13,000 円	15,315 千円
	配偶者以外の扶養親族（1 人につき） 6,500 円	
	配偶者のない職員で扶養親族 1 人目 11,000 円	
	特定期間中の子（1 人につき） 5,000 円加算	
住居手当	借家・間借居住者 基礎控除額 12,000 円	2,795 千円
	最高支給額限度 27,000 円	
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000 円	9,471 千円
	自動車等利用者 片道 2 km 以上 5 km 未満 2,000 円 ～（5 km 毎加算）	
	60 km 以上（限度額） 24,500 円	
休日勤務手当	祝日・年末年始の休日に勤務を割り振られた職員に支給 時間単価×135/100×時間数	23,416 千円
管理職手当	管理職に支給	5,392 千円
	消防長 給料に 15% を乗じた額	
	次長・署長 給料に 9% を乗じた額	
	課長・副署長 給料に 8% を乗じた額	
職務の級 5 級職員 給料に 6% を乗じた額		
管理職員特別勤務手当	管理職が週休日、祝日等に緊急の公務等により勤務した場合に支給 1 勤務につき 6,000 円以内	1,467 千円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

区 分	毎日勤務者	交代制勤務者
勤 務 体 制	月曜から金曜（祝祭日除く。）を勤務日とする。	2 交代制勤務（1 当務 24 時間の隔日勤務）で、3 当務 1 公休 2 当務 1 公休を 1 サイクルとする。
	8:30～17:15	8:30～翌日 8:30

勤務時間帯	勤務時間	8:30～12:00 13:00～17:15	8:30～12:00 12:45～17:00 17:45～22:00 5:00～8:30 (4時間につき休息15分)
1当務の拘束時間数		8時間45分	24時間
1当務の勤務時間数		7時間45分	15時間30分
1週間の勤務時間数		38時間45分	38時間45分

(2) 休暇の種類

休暇の種類	期 間
年次有給休暇	1暦年20日以内(20日以内の繰越しを認める。)
病気休暇	公務傷病によるもの 必要最小限の期間 一般の傷病によるもの 90日以内 精神及び神経に係る疾病 180日以内 妊娠に起因する疾病 180日以内
特別休暇	
職員が選挙権その他公民として権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会又はその他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当	一の年において5日の範囲内の期間

	<p>規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて任命権者が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
	<p>職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>5日</p>
	<p>妊娠中の女子職員が請求した場合で、当該女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき</p>	<p>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要と認められる時間</p>
	<p>妊娠中の女子職員がつわりのため勤務することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>7日を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
	<p>妊娠中の女子職員が母子健康手帳の交付を受けてから産前休暇を受けるまでの間又は出産後の女子職員が出産後1年以内に医師、助産師等の保健指導及び健康診査を受ける場合</p>	<p>別表第2に定める期間</p>
	<p>女子職員の出産の場合</p>	<p>出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）の日から産後8週間を経過する日までの期間</p>
	<p>女子職員が生理のため勤務することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
	<p>生後3年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ45分以内の期間（男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする</p>

	る日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 45 分から当該承認又は請求に係る回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
職員の妻（届出をしない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2 日の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における 5 日の範囲内の期間
小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日の範囲内の期間
条例第 15 条第 1 項に規定する要介護者の介護その他の任命権者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあつては、10 日）の範囲内の期間
職員が配偶者又は 1 親等の親族であつた者の追悼の行事を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	慣習上最小限度必要と認められる期間
職員の親族（別表第 3 の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

勤務しないことが相当であると認められるとき	
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間（任命権者が特に必要であると認める場合には当該期間を超える期間）内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第17条第1項若しくは第2項の規定により健康診断を受け、若しくは同法第18条第2項の規定により就業を制限され、又は同法第33条の規定により交通が遮断された場合	必要と認められる期間
<p>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき</p> <p>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、飲料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき</p>	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
介護休暇	<p>※介護の対象者</p> <p>職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第</p>

	<p>2において同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる同居の者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる同居の者で任命権者が定めるもの</p> <p>※期間</p> <p>2週間以上の期間にわたり、傷病等で日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 別表第2

妊婦等の期間	回数	
妊婦満23週まで	4週間に1回	1日以内で必要と認められる期間
妊婦満24週から35週まで	2週間に1回	
妊婦満36週から出産まで	1週間に1回	
産後1年まで	1回	

※ 別表第3

親 族		日 数
配偶者		10日
血 族	1 親等の直系尊属 (父母)	7日
	1 親等の直系卑属 (子)	5日
	2 親等の直系尊属 (祖父母)	3日
	2 親等の直系卑属 (孫)	1日
	2 親等の傍系者 (兄弟姉妹)	3日
	3 親等の傍系尊属 (叔父叔母)	1日
姻 族	1 親等の直系尊属 (配偶者の父母、父母の配偶者)	3日
	1 親等の直系卑属 (配偶者の子、子の配偶者)	1日
	2 親等の直系尊属 (配偶者の祖父母、祖父母の配偶者)	1日
	2 親等の傍系者 (配偶者の兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者)	1日
	3 親等の傍系卑属 (配偶者の伯叔父母、伯叔父母の配偶者)	1日

5 職員の休業に関する状況

区 分	取 得 状 況
育 児 休 業	0人
育児短時間勤務	0人
部 分 休 業	0人
介 護 休 暇	0人

6 職員のサービスの状況

年次有給休暇の取得状況

(平成28年中)

区 分	人 数	取 得 数	平均取得数
毎日勤務者	18人	170.8日	9.4日
隔日勤務者	74人	1043.2日	14.1日
計	92人	1214日	13.2日

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
分限処分者数	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
懲戒処分者数	0人	0人	0人	0人	0人

8 職員の退職管理の状況

該当する退職者による、任命権者への届出が必要となる法人等への再就職はありませんでした。

9 職員の研修の状況

研 修 名	研 修 機 関	参加者数
初任教育	和歌山県消防学校	4人
救急科	和歌山県消防学校	3人
消防技術研修会	和歌山県消防学校	2人
消防研究会	和歌山県消防学校	3人
火災科学研修会	和歌山県消防学校	1人
違反是正事例発表会	和歌山県消防学校	1人
防災研修会	和歌山県消防学校	2人
警防業務研究会	和歌山県消防学校	1人
企業防災対策指導研修会	和歌山県消防学校	2人
消防技術研修会	全国消防長会東近畿支部	2人
消防研究会	全国消防長会東近畿支部	2人
火災科学研修会	全国消防長会東近畿支部	1人
企業防災対策指導研修会	全国消防長会東近畿支部	2人
違反是正事例発表会	全国消防長会東近畿支部	1人
警防業務研究会	全国消防長会東近畿支部	1人
消防研究発表会	和歌山県消防長会	4人
火災調査研修会	和歌山県消防長会	2人
自治体経営セミナー	和歌山県消防長会	2人
防火防災業務研修会	和歌山県消防長会	2人

部隊指揮研修会	和歌山県消防長会	3人
潜水技術研修会	和歌山県消防長会	1人
救急災害医療研修会	和歌山県	1人
法制執務研修	和歌山県市町村職員研修協議会	2人
情報公開・個人情報保護研修	和歌山県市町村職員研修協議会	2人
人事評価研修（評価者・被評価者）	和歌山県市町村職員研修協議会	8人
指導救命士研修	救急振興財団	1人
全国救急隊員シンポジウム	救急振興財団	4人
救急隊員部会	近畿救急医学研究会	4人
全国救助シンポジウム	消防庁	2人
消防・救急緊急自動車運転技能者課程	安全運転中央研修所	1人

10 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況

区 分	受 診 者 数
定期健康診断（全職員対象）	87人
特殊健康診断（潜水士対象）	13人

(2) 公務災害認定状況

区 分	認 定 者 数
負 傷	2人
疾 病	0人

(3) 通勤災害認定状況

区 分	認 定 者 数
出 勤 途 上	0人
退 勤 途 上	0人

(4) 公平委員会の業務状況

ア 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成 28. 4. 1 ～29. 3. 31 の 要求案件数 (事案件数) B	平成 28. 4. 1 ～29. 3. 31 の 処 理 件 数 (事案件数) C (D + E)	左 の 内 訳		平成 29. 3. 31 現在未処理件数 (事案件数) F (A + B - C)
				平成 27 年度末 未処理件数の うち処理件数 D	平成 28 年度 新規要求件数 のうち処理件数 E	
措置 要求	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)

イ 不利益処分に関する審査請求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成 28. 4. 1 ～29. 3. 31 の 請 求 件 数 (事案件数) B	平成 28. 4. 1 ～29. 3. 31 の 処 理 件 数 (事案件数) C (D + E)	左 の 内 訳		平成 29. 3. 31 現在未処理件数 (事案件数) F (A + B - C)
				平成 27 年度末 未処理件数の うち処理件数 D	平成 28 年度 新規請求件数 のうち処理件数 E	
分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
懲戒処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
	免 職	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
	戒 告	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)